

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加をはじめ、消費税率の引上げ再延期など、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を

講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

特に、地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供では平成31年度に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、新たな雇用対策の仕組みの成果や課題を検証し、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、立法プロセスにおけるチェックのための仕組みを確立すること。

3 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが約9割であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

今年の提案募集では、全国から寄せられた提案総数319件のうち、約4割が提案対象外等として扱われており、関係府省との調整が行われていない。特に、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されたものは昨年の2倍近くになっている。

今後の提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、具体的な支障事例等を基礎とするだけでなく、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視し、政府全体としてより積極的に取り組むこと。

加えて、本来の提案の趣旨が税制改正を求めるものではなかったにも関わらず、要項上「国・地方の税財源配分や税制改正」に関することが提案の対象外であることを理由として、提案自体が認めら

れないケースもあったので、改善を行うこと。

その結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たすこと。

さらに、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、制度開始から4年が経過したことから、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第8次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

また、税財源に関することも提案対象とすることや、一律に具体的な支障事例を求めないことなど、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、見直しを行うこと。

なお、「提案募集方式」があることを理由に、国自らによる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の検討をしないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

4 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることは

もちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

5 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

6 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするために、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が偏在是正措置という名目で地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

国側の動きとして、平成30年度与党税制改正大綱において、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針」という。）においても、「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされた。

本来、税収格差の是正は、国から地方への税源移譲による地方税の充実によって対応すべきであり、そのために、行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則が歪められることがあってはならない。

一方で、大半の地方自治体において、地方税などの財源確保には限界があり、国庫補助金等の国の財政支援に過度に依存せざるを得ない財政構造となっている中、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、新たな偏在是正措置を講じることによ

り、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築すべきとする意見が多数の地方自治体から挙がっている。

したがって、検討に当たっては、法人が地方自治体の行政サービスを受けていること、地方法人課税が地方自治体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどの地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据え、地方分権改革に資するものとする。

さらに、消費税率10%段階において創設される法人事業税交付金については、都道府県が独自に実施している超過課税による税収も交付金の財源とされているが、課税自主権の観点から、超過課税による税収については交付金の財源から除くなど、制度開始前に地方の意見を踏まえて対応を検討すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 地方創生に必要な財源の確保

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定から4年が経過しようとする中、地方創生への熱意が薄れつつあるとの指摘もなされている。地方創生の取組はまだ道半ばであり、急速な少子高齢化の進行に対する危機意識を風化させることなく、次の5か年の戦略を早急に構築するとともに、地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援を更に拡充すること。

平成30年度の地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は前年度同額が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額を確保するとともに、地方自治体の要請を踏まえて施設整備等

事業の運用の弾力化や交付決定時期の早期化など一定の改善が図られたところである。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

なお、国の政策においては「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪と位置付けているが、平成29年度補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金が生産性革命に資する事業を対象としているように、地方創生関連交付金では短期間で成果を上げることが難しい人づくり関連事業より生産性革命関連事業に重点が置かれる傾向が見受けられる。将来にわたり地域の活力を維持し向上させるには、人材育成やリカレント教育等の取組が不可欠であることから、「人づくり」に関する事業の採択についても配慮すること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、介護、保育、看護など社会保障関連分野を中心に人材不足が深刻となっている。今後も生産年齢人口の減少や高齢化等を背景に社会保障関連分野をはじめとする人材の一層の逼迫が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

3 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、その増収分が社会保障財源となるべき消費税及び地方消費税の引上げを再々延期することなく、平成31年（2019年）10月に、確実に実施すること。また、10%への引上げまでの間、地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は国が確実に措置すること。

また、10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事等「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、具体的な

内容を早期に示すとともに、地方行財政に係るものについて、地方と十分に協議し、地方において必要となる安定財源を国の責任においてしっかり確保すること。

さらに、10%への引上げの際には、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則や、地方が社会保障分野において担っている役割、社会保障分野における地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。なお、軽減税率の導入により、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に確保すること。

また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を更に進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

なお、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約し、平成30年度から実施した財政支援の拡充については、国と地方との信頼関係を損なうことのないよう、消費税及び地方消費税の引上げ等の状況に関わらず、国の責任において確実にを行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

4 車体課税の見直しへの対応

車体課税の見直しに伴う自動車取得税の廃止に当たっては、都道府県はもとより市町村への影響が大きいことから、自動車取得税がこれまで地方の社会基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、環境性能割で確保できない減収分について地方財政計画において確実に措置するなど、地方自治体に減収が生じることのないようにすること。

また、自動車取得税の廃止までの間のエコカー減税及び自動車税におけるグリーン化特例の延長並びに環境性能割の導入にあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようにするとともに、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと。

なお、平成29年度与党税制改正大綱では、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることとされており、また、骨太の方針においては、「2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。」こととされたが、都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は平成21年度の自動車取得税へのエコカー

減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

5 地球温暖化対策のための税財源の確保

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、平成31年度税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設するとされた。創設に当たっては、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。併せて、住民の理解が得られるよう丁寧な説明に努めること。

6 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

また、法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行することから、今後の在り方について引き続き議論するとともに、法人事業税の暫定措置については期限の到来をもって確実に廃止し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

7 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

8 ゴルフ場利用税の堅持

平成30年度与党税制改正大綱において、ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討することとされたが、ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴

重なる財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、現行制度を堅持すること。

9 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本の見直しの検討を進めること。

10 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、今後社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中、地方財政計画の歳出総額はピーク時から減少しており、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出していることから、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるもの

を基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

また、平成30年度地方財政対策に向けての議論の中で、地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を行うべきとの議論があった。近年の財政調整基金の増加は、大規模災害や経済不況による収減等不測の事態に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ないことを十分踏まえるべきである。

加えて、総務省が行った基金の積立状況等に関する調査では、国の施策に基づく特定目的基金の増加などの「制度的な要因」も指摘されたところである。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。

平成30年度地方財政対策では、地方の一般財源総額について、前年度を上回る62.1兆円を確保するとともに、概算要求時点で見込まれた地方交付税の減と臨時財政対策債の増について、可能な手段を最大限活用することにより、地方交付税を16.0兆円確保しつつ、臨時財政対策債を対前年度0.1兆円の減まで抑制された。しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され地方の財源不足は解消されていないことから、臨時的措置で対応することなく、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工

程を明らかにすること。なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

11 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体の実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

12 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 平成30年7月豪雨を踏まえた総合的な治水対策等の推進について

平成30年7月豪雨では、7月5日から本州に停滞する梅雨前線や台風7号の影響により、西日本を中心に11府県で大雨特別警報が発表されるなど各地で記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害により多数の死者を伴う甚大な災害となった。

関東地方においても平成27年9月関東・東北豪雨により茨城県や栃木県をはじめ各地で甚大な被害が発生している。

豪雨災害から命と暮らしを守るため、国や地方自治体では、これまでもハード・ソフトの両面から総合的な治水対策等を進めてきたが、近年、頻発・激甚化する災害を踏まえ、より一層、総合的な治水対策等を推進し、防災・減災対策を強化する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国の管理する大河川において大規模災害が発生した場合、被害が甚大かつ広範囲に及ぶため、国が責任を持って、治水対策を確実に推進すること。
- 2 (1) 地方自治体を実施する河川、下水道、流域対策など総合的な治水対策を推進するため、新たな施設の整備や既存施設の能力を増強する改築・更新などのハード対策やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。また、河川の流下能力を最大限活かすための河道の維持管理について、交付対象範囲を拡充すること。
- (2) 地方自治体を実施する砂防や治山などの土砂災害対策を推進するため、新たな施設の整備などのハード対策やハ

ザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。また、近年の土砂災害等では、土石流とともに流下する流木が被害を増大させているため、流木捕捉機能を備えた砂防堰堤や治山ダムなどの整備及び改良や、流木の発生源となるおそれのある荒廃森林の整備について更なる財政支援を行うこと。

- 3 洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的支援を行うこと。
- 4 市町村からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示などの避難情報について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等に関するガイドライン」を見直すとともに、警報が持つ意味や市町村からの避難情報について、住民に対して一層の周知を図ること。

3 医師確保対策について

医師数の増加により国の医師需給推計によると、全国的には2028年頃に医師数が約35万人で均衡するとされている。

このため、国の「医療従事者の需給に関する検討会」では、2022年度(平成34年度)以降の医師養成数については、将来的な医学部定員の減員に向けて、医師養成数の方針等について見直していくべきとされたところである。

しかしながら、医師が増加し、仮に、国全体では医師数が満たされたとしても、地域偏在が解消されなければ、医師不足地域の状況は変わらない。

ついては、医師不足と地域偏在をともに解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師の不足に対処するため、医師不足が顕著な地域を優先し、医学部新設等に関する規制緩和や既設医学部の大幅定員増を可能とすること。

なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないように、設置者に対し適切な指導を行うこと。

- 2 地域枠による医学部臨時定員増の措置に関しては、地域の実状に応じて、2022年度以降も継続するとともに、地域医療介護総合確保基金による支援を継続し、都道府県に十分な財政措置を講ずること。

4 特定外来生物対策の支援について

我が国では、人為的に持ち込まれた外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に及ぼす影響が危惧されている。

関東地方においても、飼育されていたものが逸出、逃亡したことなどにより野生化したアライグマ、キョン、クリハラリス、アメリカミンクやカミツキガメなどのほか、輸入貨物や建築資材などに紛れ込んだヒアリ、セアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物が定着、あるいは侵入しつつある。

外来生物による影響は大きく生物多様性への影響、農林水産業等への影響、人の健康への影響などがある。

生物多様性への影響としては在来種の捕食や競合・駆逐などがあげられるが、アライグマ、キョン、クリハラリスやクビアカツヤカミキリなどによる農林業被害が及ぼす地域経済への影響は深刻であり、毒性のあるヒアリやセアカゴケグモなどによる人的被害も地域の安全・安心にとって脅威である。

これら特定外来生物の発生都県においては、防除対策を積極的に推進しているところであるが、生息域は拡大しつつあり、県域を越えた防除対策が求められるところである。

そこで、被害及び分布の拡大を防止するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国が主体となって研究・開発を進め有効な防除方法を確立するとともに、特にクビアカツヤカミキリについては、幼虫に対する防除効果が期待できる農薬の試験を実施し、農薬の適用範囲を拡大するとともに登録農薬の種類を増やすこと。
- 2 防除作業を効果的かつ効率的に実施できるよう、環境省の「生物多様性保全推進交付金」の拡充、又は特定外来生物に特化した

新たな補助制度の創設などを行い、資機材の購入費等に対する支援を充実するとともに、専門業者への委託費などを支援の対象とすること。

- 3 特定外来生物に対する試験研究や防除対策を機動的に実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく飼養や運搬等の許可制度について合理的な運用を行うこと。
- 4 生息域が急速に拡大しており、県域を越えた防除対策が必要であることから、特定外来生物の発生情報や先進的な防除方法等を国が積極的に収集し、速やかに全国に伝える広域防除に関する情報ネットワークを早急に構築すること。

5 消防防災ヘリコプターの安全対策の強化について

消防防災ヘリコプターは、全国の55団体において運航されており、その高速性や機動性を活用し、救助・救急活動や山林火災における空中消火活動など、国民の安全と安心を守るために必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、平成30年8月10日に発生した群馬県の防災ヘリコプター墜落事故により、身命を賭して数多くの人命を救ってきた防災航空隊員4名及び消防職員5名の尊い命が失われた。このような痛ましい事故が二度と発生しないよう、運航の安全確保のための取組を一層強化し、災害等の現場で任務に当たる職員が安心して活躍できる運航体制を整備していかなければならない。

ヘリコプターの安全運航のためにダブルパイロット制の導入が求められているが、導入には多額の費用を要する。さらに、高度な技術を有する消防防災ヘリコプター操縦士の確保・養成が重要な課題である。また、ヘリコプターの運航管理や事故が発生した際の原因究明に必要となるフライトレコーダー・ボイスレコーダーについては、高額な費用や設置工期等の理由により、その搭載が十分には進んでいない状況である。

については、国民の安全と安心を守るため、消防防災ヘリコプターを安全かつ安定的に運航できるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 ダブルパイロット制に取り組むため、導入に伴い必要となる多額の人材育成費や運航委託費について、十分かつ的確な財政支援を行うこと。
- 2 全国的にヘリコプター操縦士の不足が懸念されるため、経験豊富な自衛隊OBを最大限活用できるよう、関係省庁と連携し、消

防防災ヘリコプターの操縦士を確保すること。

また、航空大学校における操縦士の養成を再開するなど、若手操縦士の養成を行うとともに、消防防災ヘリコプターの操縦に必要な技量・経験を積むことができる仕組みを構築し、長期的な視点に立った操縦士の養成を行うこと。

- 3 フライトレコーダー・ボイスレコーダーの普及促進を図るとともに、ヘリコプター動態管理システムの高度化など、安全を確保するためのハード面の支援を行うこと。

6 保育士の処遇改善と人材確保・定着の推進について

我が国の保育士の有効求人倍率は年々上昇しており、平成29年11月時点で2.97倍と高く、保育士不足の深刻化が進んでいる。

保育士の新たな人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが重要である。

保育所等で働く保育士の賃金は、国が定めた公定価格に基づく給付費を原資として事業者から職員に支払われている。保育士の処遇改善はナショナルミニマムとして国が責任を持って対応すべきであり、これまでも国に強く改善を働きかけてきた。

保育士の給与水準は全職種平均と比較すると月額10万円以上低く、公定価格を保育士の勤務実態に見合った適切な水準に設定する必要がある。

また、公定価格の地域区分は生活圈域が同じであるにもかかわらず隣接する市区町村間で大きな差が生じている所があり、地域の実情が反映されていない。地域区分の差が保育士確保の支障とならないよう、早急な対応が必要である。

さらに、平成31年（2019年）10月から保育の無償化が始まり、保育の潜在ニーズの掘り起こしも予想される。

については、保育の人材の確保と質の向上を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
- 2 生活圈域の重なる隣接する自治体間をはじめ、地域間で公定価格に大きな差が生じないように、個々の公定価格の地域区分の設定に関係する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入す

ること。

- 3 保育の質の向上につながる研修の受講促進、保育士の労務環境の改善や保育士の確保対策などを引き続き強力に推進するため、十分な財政措置を図ること。

7 観光先進国の実現に向けた外国人旅行者の受入環境整備の促進について

我が国では、少子高齢化の進展により、人口が減少に転じており、経済の活力を維持していく上で、経済効果の大きい観光交流人口を増やす取組の重要性が高まっている。

近年、日本を訪れる外国人旅行者は増加を続けており、2017年には2,800万人を超え、今後は、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、幅広い地域において来訪者の増加が期待されることから、その取組を加速させる必要がある。

そこで、国と自治体が一丸となって、日本を訪れる外国人旅行者がストレスなく円滑に移動し、快適に観光を満喫できる環境整備を促進することが重要である。

とりわけ、観光庁が外国人旅行者を対象に実施したアンケート調査において、旅行中に困ったこととして上位に挙げられた項目については、早急な対応が必要であることから、国においては、観光先進国の実現に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 外国人旅行者に、現金を持たず観光を楽しんでもらうとともに、地方での消費を促すため、中小企業に対する新たな補助制度の創設や税制面の優遇措置などにより、クレジットカード決済や電子決済等のキャッシュレス決済環境を整備すること。
- 2 外国人旅行者との円滑な意思疎通を図ることができる環境を整備するため、多言語案内用タブレット端末等のコミュニケーションツールの利用が促進されるよう、旅行環境整備事業費補助金の補助対象を拡充するとともに、多言語音声翻訳システムの開発を促進すること。

- 3 外国人旅行者が快適に利用できる通信環境を実現するため、東京駅から半径50キロメートル内に所在する鉄道駅について、無料公衆無線LANの接続環境の整備が促進されるよう、旅行環境整備事業費補助金の補助要件を緩和すること。
- 4 外国人旅行者が移動する際の利便性を向上させるため、海外からのインターネット指定席予約やチケットレスサービスの導入のほか、交通系ICカードの利用エリア拡大など、鉄道事業者による利用環境整備が促進されるよう、新たな補助制度の創設や鉄道事業者への働きかけを行うこと。
- 5 外国人旅行者が円滑かつ快適に移動ができる機会を創出するため、鉄道事業者等による周遊パスなどの企画乗車船券の造成が促進されるよう、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交通サービス利便向上促進事業における企画乗車船券の補助要件を緩和すること。

8 太陽光発電の2019年問題への対応について

2009年11月に開始された「余剰電力買取制度」は、太陽光発電からの余剰電力を電気事業者が一定の価格で10年間買い取る制度であり、電気利用者が費用の一部を賦課金として負担することで、設置コストの見通しが立つことから再生可能エネルギーの普及に貢献してきた。

しかしながら、2019年以降、本制度による10年間の買取期間が終了する、いわゆる「2019年問題」が懸念されており、太陽光発電設備の設置者（以下、「設置者」という。）は、小売電気事業者と相対・自由契約で売電を継続するか、自家消費に転換するかの選択を迫られることが想定される。

また、本年9月に発生した北海道胆振東部地震により、道内295万戸が停電したが、太陽光発電と蓄電池を備えた「エネルギー自立型の家」は、現代の暮らしに不可欠な電気を確保することができる。

「2019年問題」への対応や、災害時も停電のない暮らしを実現するためには、自家消費型の太陽光発電への転換など、太陽光発電の普及拡大を図り、「エネルギー自立型の住宅・ビル・街」の実現に向けた取組を推進していくべきである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 災害時も停電のない暮らしの実現のための施策の実施

自家消費型の太陽光発電の一層の普及拡大を図るとともに、買取期間が終了する余剰電力について、売電から自家消費への転換に不可欠な蓄電池や、電気自動車から住宅に充給電するV2H機器の価格低下を促す施策を実施すること。

2 設置者への広報周知及び自治体への情報開示

買取期間を終える設置者にいわゆる「2019年問題」について広

報周知を図ること。また、地方自治体が今後の地域のエネルギー政策を適切に推進できるよう、買取期間終了となる設置者の数や発電量等の情報を、市区町村別・月別に開示すること。

3 余剰電力の売電に係るガイドラインの作成

買取期間を終える設置者が、余剰電力の小売電気事業者への売電を希望する場合には、どのような手続きが必要になるのか分かりやすいガイドラインを示すこと。

9 地域材の利用拡大に向けた取組への支援について

森林は、木材生産をはじめ、山地災害の防止や水源の涵養のほか、二酸化炭素を吸収することによる温暖化防止など、多面的機能を有しており、戦後造林された人工林を中心に、本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を積極的に利用していくことが重要な課題となっている。

また、森林資源を有効に利用することは、持続可能な開発目標(SDGs)に掲げられている「持続可能な森林経営の推進」にもつながるものであり、この目標の達成に向けた取組が、地方創生の実現に資するものとして、国においても推進を図っているところである。

こうした中、各自治体においては、地域材の利用拡大に向け、東京オリンピック・パラリンピック施設整備への木材供給や公共建築物の木造化・木質化などに取り組んでいる。

しかし、平成31年(2019年)10月に予定されている消費税の増税や東京オリンピック・パラリンピック施設整備の後における需要の落ち込みが懸念されることから、住宅・公共建築物等への利用促進や、木材の生産から加工・流通に至る供給体制の整備など、地域の実情に応じたきめ細かい取組を進めることにより、これまで以上に地域材の利用拡大を図ることが必要である。例えば、ブロック塀の代替として地域材を使用した塀の設置を推進することで、街の景観や安全性が向上するとともに、地域材の需要喚起につなげることができる。

そのため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金等による更なる支援策を講じられるとともに、こうした地方創生に資する取組を進められるよう地方創生関係交付金等について十分な財源を確保されたい。

10 地震・火山噴火対策等の推進について

近年、我が国は様々な災害に見舞われている。東日本大震災後も、平成28年の熊本地震、本年6月の大阪府北部地震及び9月の北海道胆振東部地震など大規模な地震が発生し、多大な人的・物的被害が発生した。

地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策等を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を確実に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、財政上の支援措置を講ずること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について」(報告)で示された、不確実な地震予測に基づく情報発表時の防災対応を検討するためのガイドラインを早期に策定し、当該対応を速やかに実施するための地殻変動や地震活動の常時観測、即時の分析・評価体制を構築すること。

- (2) 南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、地震防災上緊急に整備すべき施設整備、「津波防災地域づくりに関する法律」の実効性確保、高台移転、迅速な復旧・復興に必要な土地境界情報の整備及び無電柱化の推進など事前防災や減災に資するハード・ソフトの対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 耐震診断が義務付けられたホテル・旅館などの大規模建築物の耐震化を促進するため、耐震化工事期間中の従業員への休業手当を対象とするよう国の雇用調整助成金の適用範囲を拡大するなど、事業者の負担を軽減するための制度改善を行うこと。
- (4) 大規模災害時に地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図るため、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員制度の導入支援や消防団活動に協力する事業所への減税措置に対する財政支援など消防団員の活動環境の整備や確保のための取組に対し、財政支援施策等を更に講じること。

3 災害時における物流体制の充実・強化

発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

4 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。

- (2) 障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備を講じること。
- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について支援策を講じること。

5 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

6 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (2) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (3) 被災者生活再建支援基金については、基金残高が僅少となっていることから、基金の追加拠出が必要となっており、基金

への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出と同等以上の財政支援を講じること。

7 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 水蒸気噴火を含め火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引き上げ等の運用改善に結びつけられるよう、常時観測火山における常設の観測拠点や観測項目を増やし、観測体制の充実・強化を行うこと。

また、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。

さらに、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じるとともに、平常時の活動状況についても広く周知に努めること。

- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (3) 避難計画の策定にあたっては、国職員等を火山地域に派遣し、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を実施するなど、計画完成まで支援を継続すること。
- (4) 噴火による広域的かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、大規模噴火を見据え、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画の作成・改訂を行うこと。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が考えられることから、降灰の範囲や降灰量に応じた被害想定を行うとともに、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に検討し、進めること。

- (5) 住民はもとより、登山者や観光客等の生命を守るため、地方公共団体及び民間が行う山小屋や登山道での携帯電話不感

地域の解消、W i - F i 環境整備、シェルターなどの避難施設や避難路の整備及びハザードマップ・火山防災マップの作成・改訂や避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、必要な技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

なお、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

- (6) 富士山や浅間山等で現在実施している直轄の火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業については、着実な事業の推進を図るとともに、事業が行われていない火山についても、早期に事業化すること。

8 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、U

PZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期に亘る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示

すこと。

- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

11 地域公共交通に係る財源の確保等について

バスや鉄道などの地域公共交通は、地域住民の暮らしを支える必要不可欠な社会基盤である。

しかし、人口減少等の要因によって利用者数は年々減少しており、交通事業者の経営環境は厳しさを増す一方である。路線の廃止・縮小も相次いでおり、路線維持のための費用負担が地元自治体に重くのしかかっている。

超高齢社会の到来により、高齢者の免許返納者数は今後も増加が見込まれる中、地域社会のつながりを維持し、持続可能な社会を形成していくためには、地域公共交通の再構成や事業者等と自治体が連携した抜本的な対策が喫緊の課題である。

については、地域公共交通の維持・充実に資するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 予算額が社会資本整備と比較して極めて少ない状況を改善し、地域公共交通の維持・充実に関する十分な予算を確保すること。
- 2 地域における広域的な移動や交通不便地での移動を担う重要なバス路線に対し、「地域公共交通確保維持改善事業」において必要な補助金を全額交付すること。
- 3 第三セクター鉄道をはじめ、地方鉄道事業者の安全輸送に必要な車両検査や投資に対する支援策を充実すること。
- 4 地域公共交通の効率性・生産性の向上を目的とした「貨客混載」や「定期券タクシー」など地域の実情に応じた取組を柔軟に行えるよう、規制緩和や財源措置などにより積極的に支援すること。

- 5 自動運転技術の開発において、遠隔型システム以外でも、自動運転車（レベル4）で路線バスの無人公道実証実験が可能となる基準や条件を早急に明確化すること。